

神戸市告示第 509 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和 3 年 10 月 27 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定する区域

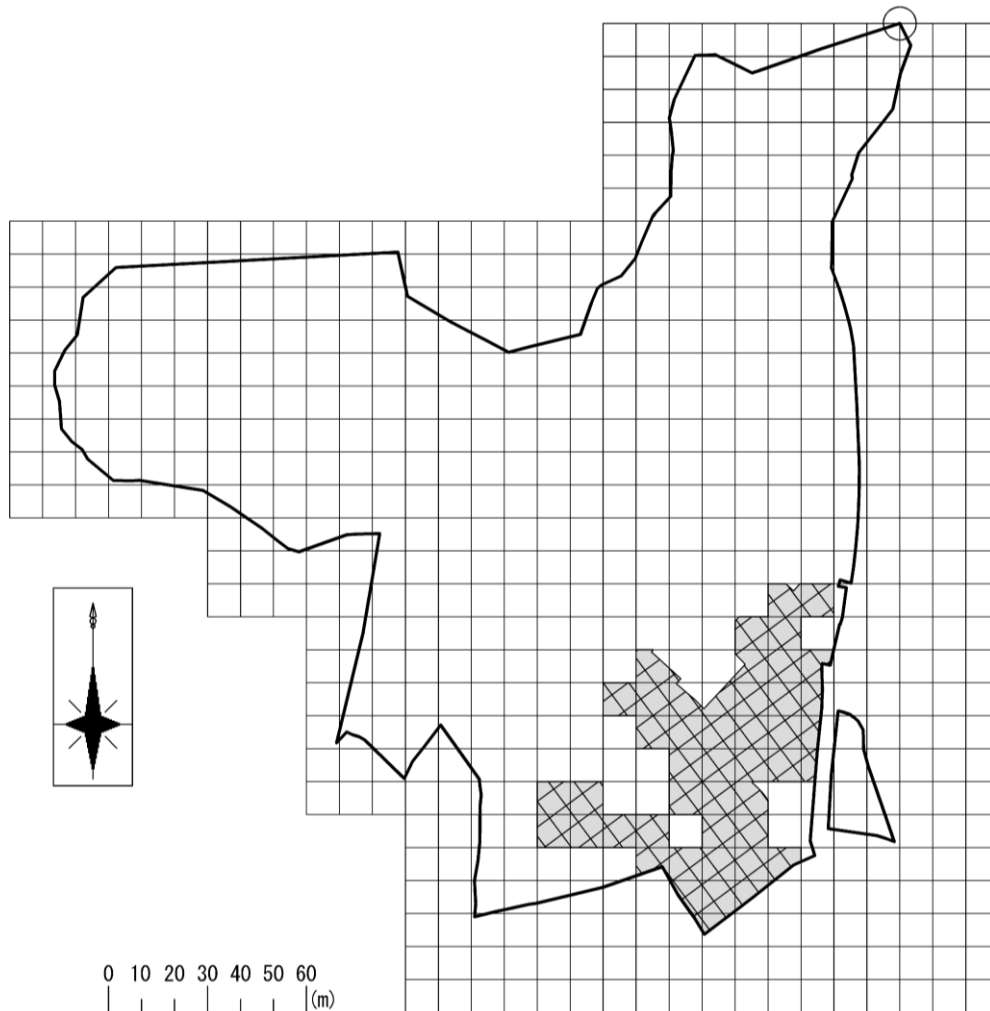
東灘区本山北町 4 丁目 447 番の一部、448 番の一部、449 番の一部、450 番の一部、451 番の一部、452 番の一部、478 番の一部、480 番の一部、481 番の一部、482 番の一部、490 番の一部

（別図のとおり）

2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

別図



<凡例>

— :敷地境界

○ :起点

▨ :形質変更時要届出区域

<起点>

起点は、東灘区本山北町四丁目471番の最北端とする。

<格子の回転角>

格子の回転は行わなかった。